



あなたの思いを 赤十字に



遺贈・相続財産の
寄付をお考えの
みなさまへ



日本赤十字社 鹿児島県支部
Japanese Red Cross Society



近年、大切な方を亡くされた方々から、「個人の遺産を社会のために寄付したい」、また「自分で築いた財産の一部を寄付したい」という相談や尊いお申し出が増えています。

相続される方々の事情は様々ですが、ご自分や故人の意思を社会のために役立てることを目的に、安心できる方法で信用できる団体に寄付したいという思いは共通しています。

このパンフレットは、日本赤十字社の理念をご理解いただき、その活動を支援するために、日本赤十字社に遺産などを寄付したいとお考えの皆様にご寄付をいただく方法や税制上の優遇措置などをわかりやすくご説明するために作成いたしました。ご参考にご活用ください。

はじめに

赤十字は、アンリー・デュナン（スイス人：第一回ノーベル平和賞受賞者）が提唱した「人の命を尊重し、苦しみの中にいる者は、敵味方の区別なく救う」ことを目的とし、世界190の国と地域に広がる赤十字社・赤新月社のネットワークを生かして活動する組織です。

日本赤十字社はそのうちの一社であり、1877年に起きた西南戦争における負傷者救護で初めての活動を行って以来、国内外における災害救護をはじめ、苦しむ人を救うために幅広い分野で活動しています。

これらの活動は、国民の皆様から寄せられる赤十字が活動するためのご寄付によって支えられております。

近年は国内外において大規模災害や紛争が後を絶たず、多くの方々から「救いを求める人のために、何か支援をしたい」という声が日本赤十字社に寄せられております。

日本赤十字社は、赤十字の基本原則である「人道」のもと、皆様と手を取り合いながら、全ての人々のいのちと健康、尊厳を守る活動を推進してまいりたいと考えております。



平成28年4月 熊本地震災害(益城町総合体育館)での
鹿児島県支部救護活動の様子

日本赤十字社への遺言による ご寄付について(遺贈)

遺贈について

遺言により、自分の築いた財産を特定の人々に分けることを「遺贈」といいます。

この遺言による相続は、民法が定めている法定相続（4 ページ参照）の規定よりも優先され、遺言書の内容により、遺産の受取人やその内容を指定することができます。

この方法により、財産の一部の受取人として日本赤十字社を指定することができます。

一般的に、遺言は残された方々の遺産分割のもめごとを防ぎ、相続に関する複雑な手続きを円滑に進めることができるといわれています。また、必要に応じて、内容を書き換えることも可能です。日本赤十字社への遺贈によるご寄付については、次にご案内する点にご留意いただきご検討ください。

遺言書について

遺言をするには民法で定められた一定の方式で遺言書を作成することが必要です。

一般的には次の三つの遺言が利用されていますが、財産の寄付をご検討される場合は、「公正証書遺言」による方式をお勧めします。

他の遺言書では、相続開始後、開封前に家庭裁判所による検認[※]が必要となりますが、公正証書遺言では検認は不要となります。また、遺言書の作成については、弁護士、司法書士または信託銀行等の専門家にご相談されることもあわせてお勧めします。

※検認 家庭裁判所が遺言書の存在及び内容を確認するために調査する手続き

① 公正証書遺言	証人 2 人以上の立会いを得て、遺言者の口述内容を公正役場等で公証人に公正証書として作成してもらい、関係者が署名捺印します。 遺言者には正本と謄本が交付され、原本は公証役場に保管されますので遺言書の破棄や偽造等の心配がありません。
② 自筆証書遺言	遺言者が遺言内容の全文、作成日付、氏名を自筆で書き、捺印したものです。 形式の不備による無効や保管中の破棄、偽造等のおそれがあります。
③ 秘密証書遺言	遺言者が遺言書を作成して署名捺印し、これを封筒に入れて証書と同じ印章で封印し、証人 2 人以上の立会いのもとで、公証人に自分の遺言書であることを証明してもらうものです。

法定相続とは

民法の規定に従い定められた親族に、同様に民法によって定められた割合で分割相続することをいいます。

相続できる対象となる人を「法定相続人」、財産の相続配分割合を「法定相続分」と呼びます。

●法定相続分一覧

相 続 人	相 続 分
配偶者のみ	全 部
子(または孫)のみ	全 部
直系尊属(父母または祖父母)のみ	全 部
兄弟姉妹(または甥、姪)のみ	全 部
配偶者と子(または孫)	配偶者…1/2 子(または孫)…1/2
配偶者と直系尊属	配偶者…2/3 直系尊属…1/3
配偶者と兄弟姉妹(または甥、姪)	配偶者…3/4 兄弟姉妹(または甥、姪)…1/4

遺言執行者について

遺言書を作成する場合に大切なことは、遺言執行者を指定していただくことです。財産を円滑に寄付するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続きをする方が必要になってきます。

不動産や有価証券などの寄付については、専門知識をもった遺言執行者にその財産を現金化してもらうよう遺言で指示することもできます。

遺言執行者は信頼のできる方を指定することはもちろんですが、法律に詳しい弁護士や専門機関である信託銀行などに依頼するケースが多くなっております。

日本赤十字社では信託銀行等と業務提携（14ページ参照）しておりますので、詳しい内容については各金融機関までお問い合わせください。

お願い

不動産や有価証券などの現金以外のご寄付につきましては、原則として遺言執行者となった方に換価処分（現金化）していただき、そのために必要な税金や諸費用を差し引いた金額でのご寄付をお願いしております。

自分の財産は原則として、遺言によって自由に相続分の指定をしたり、遺贈をすることができます。一方で、遺言書の内容に関わらず民法によって一定の相続人が、遺言者の財産の一定割合を確保できることを定めています。これを「遺留分」といい、遺留分をもつ人を「遺留分権利者」といいます。

参 考

相続人が配偶者のみの場合

1/2



相続人が子(または孫) のみの場合

1/2

相続人が配偶者及び子(または孫)の場合

1/4

1/4

遺言公正証書への記載例

5

日本赤十字社への 相続財産のご寄付について (ご遺族の皆様へ)

■ ご寄付いただいた財産は非課税となる 税制上の優遇措置があります

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内）に日本赤十字社に寄付した場合、ご寄付いただいた財産には相続税がかかりません。（税制上の優遇措置が適用されます。）

適用には相続税の申告期限内に日本赤十字社が発行する「相続財産の寄付に関する証明書」（7ページ参照）を添付する必要がありますので、日本赤十字社鹿児島県支部までお問い合わせください。

措置の名称等	関係根拠条文	適用期間	措置の内容等
相続税の非課税	租税特別措置法 第70条	通年	相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価値は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されない。

故人の財産を日本赤十字社を通じて、広く社会に還元していただくことが可能となります。

■ 相続財産からのご寄付の流れ

- 1 日本赤十字社鹿児島県支部にご寄付いただく際に「相続財産からのご寄付」であることをお申し出ください。
- ↓
- 2 相続財産から日本赤十字社鹿児島県支部にご寄付
- ↓
- 3 日本赤十字社鹿児島県支部から受領証および相続財産の寄付に関する証明書を送付

相続財産の寄付に関しては下記の証明書が発行されます。

組指第〇〇号	
証明書	
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇
氏名	〇〇 〇〇 様
この度、日本赤十字社に対しなされた相続財産の寄付に関する下記記載の事項は、事実と相違ないことを証明します。	
記	
1. 寄付受領日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
2. 寄付金額	〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
3. 寄付金の明細	現 金
4. 寄付金の使途	日本赤十字社事業資金
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
日本赤十字社 社長 近衛 忠輝 印	

参 考

相続税について

相続税は、相続または遺贈により財産を取得した場合にかかってきます。
平成 27 年 1 月から相続税が改正されました。(参照：国税庁ホームページ)

主 な 改 正 点

●遺産にかかる基礎控除額の引き下げ

相続または遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が遺産にかかる基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。
今回の改正により基礎控除額が引き下げられ、課税対象者が増加するといわれています。

改正前（適用：平成 26 年 12 月 31 日までに発生した相続）

$$5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数})$$



改正後（適用：平成 27 年 1 月 1 日以降に発生した相続）

$$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数})$$

計算例 法定相続人が配偶者と子 2 人の場合

改正前

$$5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 8,000 \text{ 万円}$$

(遺産にかかる基礎控除額)



改正後

$$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 4,800 \text{ 万円}$$

(遺産にかかる基礎控除額)

●相続税率の改正

最高税率の引き上げなどの税率構造が変わります。

相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	改正前※1		改正後※2	
	税率	控除額	税率	控除額
円	%	万円	%	万円
1,000万以下	10	なし	10	なし
1,000万超 ～ 3,000万以下	15	50	15	50
3,000万超 ～ 5,000万以下	20	200	20	200
5,000万超 ～ 1億以下	30	700	30	700
1億超 ～ 2億以下	40	1,700	40	1,700
2億超 ～ 3億以下			45	2,700
3億超 ～ 6億以下	50	4,700	50	4,200
6億超			55	7,200

※1 適用：平成 26 年 12 月 31 日までに発生した相続

※2 適用：平成 27 年 1 月 1 日以降に発生した相続

●各法定相続人の取得金額

課税遺産総額（相続財産の合計額－基礎控除額）× 法定相続分（4 ページ参照）

●法定相続人別の相続税額

各法定相続人の取得金額 × 税率－控除額

●法定相続人別の相続税額の合計金額＝相続税の総額

計算例 相続財産 2 億円で法定相続人が配偶者と子 2 人の場合（改正後）

各法定相続人の取得金額

配偶者（2 億円－4,800 万円）× 1 / 2 = 7,600 万円

子（2 億円－4,800 万円）× 1 / 4 = 3,800 万円

法定相続人別の相続税額

配偶者 7,600 万円 × 30%－700 万円 = 1,580 万円・・・①

子 3,800 万円 × 20%－200 万円 = 560 万円・・・②

相続税の総額

①1,580 万円 + ②560 万円 × 2 = 2,700 万円

※その他の改正点や相続税についての詳細は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）または、お近くの税務署等にお問い合わせください。

～赤十字はこのような活動をしています～

国内災害救護活動



地震や台風、豪雨、火事などの災害や大事故が発生した際に、いち早く医療救護班を派遣するとともに、被災された方々のこころのケアを行っています。

県内では救護班8個班を常備するとともに、救護訓練や研修会を実施し、災害救護の能力向上を図っています。

また、災害発生時に速やかに被災者へ配分するための救援物資を、支部倉庫のほか県内37カ所に備蓄しています。



●東日本大震災



平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者2万数千人以上という戦後最悪の被害をもたらしました。

鹿児島県支部では、医療救護班5個班と連絡調整員、こころのケア要員を石巻市へ派遣し、避難所などでの診療活動やこころのケア訪問を行いました。また、血液センターや社会福祉施設へ職員を派遣し、業務支援なども行いました。

●屋久島町口永良部島新岳噴火災害



平成27年5月29日に口永良部島新岳で爆発的噴火が発生し、全員の島外避難が指示されました。

鹿児島県支部では、屋久島町の避難所へ医療救護班1個班と連絡調整員1名、こころのケア要員2名を派遣するとともに救援物資を輸送しました。

●平成28年熊本地震災害



平成28年4月14日及び16日に、熊本県益城町、西原村を中心に震度7の地震が発生し、家屋崩壊等の被害により多数の死傷者及び避難者が発生しました。

鹿児島県支部では発災翌日に、救援物資（毛布）輸送と併せて連絡調整員2名を派遣したほか、医療救護班4個班や災害対策本部支援要員等延べ36名を派遣し、救護活動を行いました。

救急法などの講習(普及)



救急法講習では、AEDの使い方や心肺蘇生・止血・包帯・固定・搬送などについての知識や技術を学ぶことができます。

幼児安全法講習では、こどもに起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気への対処などについて学ぶことができます。

このほか、水上安全法講習や健康生活支援講習も実施しています。

これらの知識や技術を身に付けた赤十字ボランティア指導員は、地域での普及活動にも参加します。

赤十字奉仕団(ボランティア)の活動



日本赤十字社では、赤十字の人道的活動に参加するボランティアを積極的に養成しています。

災害救護をはじめ、救急法など赤十字の講習を普及する活動や活動資金の募集、献血の推進などで活躍しています。

県内には地域赤十字奉仕団66団23,476名、青年赤十字奉仕団1団13名、特殊赤十字奉仕団3団548名の赤十字ボランティアがそれぞれの特色を活かした奉仕活動を実践しています。

(平成29年3月31日現在)

青少年赤十字活動



未来を担う子どもたちが、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、優しさや思いやりの心を育むために、「気づき・考え・実行する」の態度目標を掲げ、学校教育現場において青少年赤十字活動を推進しています。

県内青少年赤十字加盟状況（平成29年3月31日現在）
510学校（園）82,901名



国際活動



世界には現在190の国々に、赤十字社や赤新月社等があり、日本赤十字社はその一員として、ジュネーブにある赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟及び、各国の赤十字社や赤新月社と連携を取り合っており、紛争や自然災害などで苦しんでいる人々に対する緊急救援・復興支援から長期にわたる人道ニーズへの取り組みまで、長期にわたり支援を行っています。



看護師の養成



日本赤十字社では、赤十字の理念のもと、救護員として救護業務に従事する看護師および医療施設に必要な看護師の養成を行っています。

日本赤十字九州国際看護大学（福岡県宗像市）では、国際的に医療・保健・福祉の分野で活躍できる技術と国際性を兼ね備えた人材を養成しています。

医療事業



全国に92ある赤十字病院・産院は、公的医療機関として救急医療、がん診療、周産期母子医療、へき地医療などを積極的に行っています。

鹿児島赤十字病院では、一般病床120床をベースに災害時の医療救護、離島・へき地医療への取り組みはもとより、リウマチ・膠原病、関節・脊椎整形外科、脳神経外科、循環器内科領域を主とする救急医療など、各診療科領域において特色ある医療の適切な提供に取り組んでいます。



血液事業



輸血を必要とされる方々のために、血液センターや献血ルーム、献血バスで献血をお願いし、多くの皆さまにご協力いただいています。

お預かりした血液は、高度な検査などで安全性を確認し、24時間体制で医療機関へ届けています。



社会福祉事業



子どもや高齢者、障害者の中には、さまざまな事情で自立した生活を送れない人がいます。そうした方々が尊厳をもって暮らせるよう、全国29か所で児童福祉施設や老人福祉施設などを運営しています。

特別養護老人ホーム錦江園ではユニット型施設として、指定介護老人福祉施設事業(80床)と指定居宅サービス(短期入所生活介護)事業(2床)を行っており、入居者が有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援しています。



ご寄付に関する 専門相談窓口について

専門機関及び専門家

■ 信託銀行

民間の信託銀行では、個人資産の運用管理から、遺言書作成とその保管、遺言執行に至るまでの業務を行っています。相続についての専門知識をもつ財産管理の専門相談員がいますので、最寄りの信託銀行等でご相談ください。（日本赤十字社と三井住友信託銀行とは、「遺贈による寄付制度」の提携をしています。）

■三井住友信託銀行 鹿児島支店（TEL 099-227-1131）
〒892-0828 鹿児島市金生町7番8-101号

■ 弁護士

遺言書の作成から遺産の分割、相続税などの相続全般に関する相談をすることができます。
弁護士には職業上、思わぬ争いの予防や解決に関する専門知識が豊富であり、良き相談者となることが期待できます。
弁護士会に相談して、弁護士の紹介を受けることもできるほか、行政が行う無料の法律相談を利用して必要な情報を得ることも可能です。

■鹿児島県弁護士会（TEL 099-226-3765）
〒892-0815 鹿児島市易居町2番3号

■ 司法書士

司法書士は、相続に関する土地建物の登記申請手続きを行うほか、それに伴う遺産分割や遺言の相談をすることができます。また、裁判所提出書類の作成も行います。
司法書士会で、登記・法律相談の案内や、司法書士を紹介してもらうなど必要な情報を得ることが可能です。

■鹿児島県司法書士会（TEL 099-256-0335）
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル3階

■ 税理士

税理士は、財産の評価から申告書の作成、相続にかかる税金についての専門知識を持っています。

■南九州税理士会鹿児島支部（TEL 099-225-6148）
〒892-0821 鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館2階

■ 公証人

公証人は、裁判官、検察官、法務局長、弁護士などを長年務めた人の中から法務大臣が選任する国の公の機関であり、公証人が作成する公正証書遺言は、もっとも信頼できるものです。
最寄りの公証役場にお問い合わせください。

■鹿児島公証人合同役場（TEL 099-222-2817）
〒892-0816 鹿児島市山下町17-12
■川内公証人役場（TEL 0996-22-5448）
〒895-0061 薩摩川内市御陵下町14番1号
■鹿屋公証役場（TEL 0994-41-3339）
〒893-0014 鹿屋市寿1丁目19番2-1号
■名瀬公証人役場（TEL 0997-52-2661）
〒894-0025 奄美市名瀬幸町12-22 泉二ビル2階

「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、人間のいのちと健康、尊厳を守る」

を理念に掲げる日本赤十字社の活動には、皆様からのご支援が必要です。

「活動資金」にご協力をよろしくお願いいたします。



日本赤十字社 鹿児島県支部

Japanese Red Cross Society

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番5号

TEL 099-252-0600

FAX 099-258-7037